

「今日もまめなかな！」見守りサービス事業実施要綱

社旗福祉法人郡上市社会福祉協議会

「今日もまめなかな！」見守りサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者等（以下「対象者」という。）に対し、安心した生活が送れるよう電話、訪問等により見守りサービスを実施することを目的とする。

(対象)

第2条 対象は、本人または親族の同意をもって郡上市社会福祉協議会（以下「郡上市社協」という。）と契約を結んだ対象者とする。

(契約)

第3条 対象者と郡上市社協は利用契約書により契約を結ぶ。

- 2 利用契約書は2通作成し、対象者、郡上市社協がそれぞれ1通ずつ持つこととする。
- 3 この契約期間は、当該年度の3月31日までとする。ただし、この期間が終わるまでに、対象者から契約を終わらせる申し出がないときは、さらに1年間、この契約を続けることとする。その後も同じとする。

(解約)

第4条 対象者は、いつでもこの契約を解約することができる。

- 2 郡上市社協は、対象者が特別養護老人ホームなどの施設に入所したり、長期間入院したり、住居を移転したために、この契約による援助を続けることが難しくなった場合、この契約を解約することができる。

(援助方法)

第5条 対象者に対する援助の担当者は郡上市社協地域担当者があたる。

- 2 地域担当者は、対象者に対し週2回程度電話をかけ、また月1回程度訪問する。

(利用料)

第6条 見守りサービスに対する電話料金実費は1ヶ月につき200円とする。

- 2 生活保護世帯及び会長が特に認めた者は無料とする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。